

平成28年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会会議録

平成28年2月26日第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を大仙市大曲交流センター第1研修室に招集した。

1. 平成28年2月26日(金)午後2時58分 開会

1. 平成28年2月26日(金)午後4時13分 閉会

1. 出席した議員は次のとおりである。

1番 児玉裕一	3番 青柳宗五郎	4番 高橋 猛	5番 小松栄治
6番 橋本五郎	7番 阿部則比古	8番 伊藤福章	9番 大野忠夫
10番 鎌田 正	11番 安藤 武	12番 澁谷俊二	13番 大山利吉
14番 千葉 健	15番 八柳良太郎	16番 熊谷隆一	

計 15名

1. 欠席した議員は次のとおりである。

2番 高橋敏英

計 1名

1. 遅刻した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 栗林次美	副管理者 門脇光浩	副管理者 松田知己	消防長 三浦肇
事務局長 堂本義則	消防次長 森川正明	大曲消防署長 相馬健雄	
角館消防署長 齋藤榮二	消防本部総務課長 鈴木良則		
介護保険事務所長 藤井直樹	管理課長 伊藤忠彦	介護保険事務所副参事 久米正	
管理課主席主査 奈良ルミ子	管理課主席主査 九島芳謙	管理課主査 高橋拓樹	

1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課 高橋拓樹

1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。

- (1) 議案第1号 大曲仙北広域市町村圏組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第3号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第4号 大曲仙北広域市町村圏組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第5号 大曲仙北広域市町村圏組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第6号 大曲仙北広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第7号 大曲仙北広域市町村圏組合行政不服審査法に基づく手数料条例の制定について

- (8) 議案第8号 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について
- (9) 議案第9号 平成27年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第5号)
- (10) 議案第10号 平成27年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第3号)

- (11) 議案第11号 平成27年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更
について
- (12) 議案第12号 平成28年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算
- (13) 議案第13号 平成28年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算
- (14) 議案第14号 平成28年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金について

議長 (千葉健君)

若干、定刻前ですけれども、皆様おそろいようですので、ただ今から会議を始めます。皆様におかれましては足下の悪いところ、こうしてご参集いただきまして本当にありがとうございます。

これより平成28年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。管理者の方から「招集のあいさつ」があります。お願いします。

管理者 (栗林次美君)

本日、平成28年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今次定例会でご審議をお願いいたします案件は、条例案8件、補正予算案2件、平成28年度当初予算案2件及び単行案2件の合計14件であります。

平成28年度当初予算の総額は、一般会計と介護保険特別会計を合わせ204億476万円で、前年度当初比較で1億2,711万6千円、率にして0.63%の増となっております。

これは、一般会計においては、消防本部・大曲消防署新庁舎の建設事業等により消防費が約2億9,500万円の増となりますが、総務費、衛生費、諸支出金の減などにより、差引で約7,300万円の増となっております。また介護保険特別会計においては、制度改正により地域支援事業費は3,700万円ほど増となったものの、介護サービス給付費が介護報酬の減額改定によって約2千万円程度の増に押さえられたことなどにより、介護保険特別会計全体では5,400万円程度の増となったものであります。

また、構成市町負担金につきましては、前年度当初と比較して1億9,582万7千円、率にして3.83%増の、総額53億1,545万4千円となっておりますが、これにつきましても、新消防庁舎の建設事業による増が主な要因であります。

この後、各案件につきまして事務局長に説明させますが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日は、元吉専任副管理者が病気療養のため欠席しておりますので、ご了承をお願いします。

それでは、この場をお借りいたしまして、当組合の諸般の状況について報告させていただきます。

はじめに、消防関係についてであります。

平成28年度の消防車両の更新につきましては、車令16年以上経過し老朽化した角館消防署の水槽付ポンプ車の更新と、東分署に配備されている2B型救急自動車を高規格救急自動車に更新するための経費を計上しております。

また、今年度購入いたしましたCD-I型消防ポンプ自動車は1月21日に大曲消防署に配備され、車両と資機材等の訓練を終え運用されております。

次に、去る2月10日に消防職員意見発表秋田県大会が行われ、当広域消防代表職員が最優秀賞を受賞し、4月22日に仙台で開催される東北大会に出場することに

なっております。なお、秋田県大会での最優秀賞は5年連続で当広域消防が受賞しており、大変喜ばしく思っております。

次に、消防功労者表彰式についてであります。例年、消防記念日の前後に永年勤続の消防職員や防火防災等でご尽力をいただいた個人及び事業所等を表彰しております。

今年度は、すでにご案内をいたしておりますとおり、3月1日大仙市大曲市民会館小ホールを会場に開催いたしますので、議員各位のご臨席を賜りますようお願い申し上げます。

次に、消防本部・大曲消防署新庁舎建設につきましては、過去に消防庁舎を設計した実績のある東北の大手業者と管内業者によるJVから提案書を提出させ、現在、12名の委員からなる指名型簡易プロポーザル審査委員会において基本設計業者の選定を行っており、3月中に決定する予定であります。

次に斎場関係についてであります。

新たな中央斎場の稼働が開始されてから9カ月が経過しようとしておりますが、特別大きな問題も無く順調に稼働しております。

また、これまでに他の自治体や団体から施設視察見学の依頼があり、昨年10月に湯沢雄勝広域市町村圏組合、11月に大館市、今年1月にはJA秋田おぼこ六郷地区女性部の視察を受け入れております。

また、遠方から車で来られる方から、場所が分かりづらいとのご意見があることから、中央斎場の北西を通る県道10号沿いの大仙市土川字沢田地内、及び県道252号沿いの大楽地内の十字路に、斎場への案内看板を設置しております。

大曲西根の旧中央斎場跡地である組合有地、約4,000平方メートルにつきましては、大仙市から「将来的に当該地を市営大曲墓園の墓地区画として活用したい」旨の要望があり、当組合では今後何らかの事業等に使用する計画がないことから、平成28年4月1日付けで大仙市と無償譲渡契約を締結することとしております。

次に、介護保険関係についてであります。

平成27年11月分データによる管内65歳以上の第1号被保険者は、4万6,857人であり、要介護認定者は9,954人、サービス利用者は、8,485人、給付額は約12億60万円となっております。

前年同月と比較しますと、高齢者は604人、認定者は85人、サービス利用者は170人とそれぞれ増加しておりますが、給付額については平成27年4月から施行された報酬改定率平均マイナス2.27%の影響を受け、約800万円の減額となっております。

次に、地域密着型サービス開設事業者の公募についてであります。

構成市町の11月1日号の広報誌で、平成28年度内に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「看護小規模多機能型居宅介護」、仙北市はこれに加えて、「グループホーム定員9名を2ユニット」と「小規模多機能型居宅介護」を開設する事業者の公募を行っております。その結果、仙北市の「グループホーム」に3事業者、同じく仙北市の「小規模多機能型居宅介護」に1事業者の申請があり、この後、申請書類の審査

や現地調査などを行い、仙北市と協議の上、平成28年3月に開催される地域密着型サービス運営委員会にお諮りし、指定内示を行う予定で進めております。

次に、利用定員18人以下の通所介護事業所についてであります。

平成27年度の制度改正により、利用定員18人以下の通所介護事業所は、少人数で生活圏域に密着したサービスであることから、地域との連携や運営の透明性が必要であり、また市町村が地域包括ケアシステムの構築を図るうえで整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、平成28年4月から「地域密着型サービス」に移行され、当組合が事業者指定や実地指導、監査を行うこととなります。移行される事業所数は、2月時点で27事業所、利用定員は333人です。

介護保険事務所では、増加する業務に対応するため、4月から保険指導班と事業監査班を統合し、新たに指導監査班を立ち上げて、より効率的で効果的な業務が執行できる体制を整えることとしております。

最後に社会福祉法人水交会関係であります。

かわ舟の里角間川の改築につきましては、建設用地として新たに取得する田の農地転用申請を1月下旬に、開発行為申請を2月下旬に行っております。今後転用許可が下り次第、地権者と売買契約を締結する予定であります。

また、基本設計につきましては、プロポーザル方式で選定しました大仙市の長岐・秋田市の村田設計JVと水交會が委託契約を締結しております。

お手元に配布しております図面のように、施設の配置計画はほぼまとまりましたが、現在、各部屋の配置などの細かな部分について水交會を交えて協議を行っているところであり、3月末までに完了する予定であります。

なお、本会議終了後、事務局から配付資料の説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、基本設計の成果品につきましては、来年度のできる限り早い時期に、議員の皆様にもご説明したいと考えております。

以上、主要事業の進捗状況並びに諸般の状況をご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

恐れ入ります。訂正させていただきます。構成市町負担金のところではありますが、構成市町負担金につきましては、前年度当初と比較して1億9,582万7千円、率にして3.83%の増、総額53億1,545万6千円という数字が正しい数字であります。このところを間違いまして、53億1,545万4千円が間違いでありますので、もう一度申し上げますが、総額53億1,545万6千円に訂正させていただきます。

議 長 (千葉健君)

これより本日の会議を開きます。

欠席の届出は、2番 高橋敏英君であります。

出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は「日程第1号」をもって進めます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において、15番、八柳良太郎君、16番、熊谷隆一君、1番、児玉裕一君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3「議長報告」。

「平成27年度 例月出納検査結果報告書」が監査委員から提出されましたので、これを別添お手元に配付のとおり報告いたします。

日程第4「議案第1号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本事務局長。

事務局長

(堂本義則君)

はい、議長。

議案第1号「大曲仙北広域市町村圏組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

本案は、管理者の事務部局の職員定数を42人から31人、消防職員定数を267人から291人とし、組合職員全体の定数を309人から322人とする職員定数条例の一部改正を行うものであります。

これまで、社会福祉法人水交会への派遣職員は、管理者の事務部局の管理課職員数に含んでおりましたが、平成26年度末をもって全員早期退職し、水交会の職員になったことにより、管理課の職員数を18人から6人とし、介護保険事務所においては事務量の増加に対応するため、職員を増員する必要があることから20人から22人に変更するなど、実情に合わせた定数とするものであります。

また、消防職員については、救急件数の増加に加え、高規格救急自動車への4名乗車対応のほか、非番職員の拘束の解消、有給休暇取得率の向上、長期研修等による職員不足解消、女性職員の広域的配置などを目的として策定した「消防本部職員配置再編計画」に基づき、24人増員するものであります。

施行日は、平成28年4月1日からとするものであります。

以上、議案第1号をご説明申し上げますが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

(千葉健君)

当局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第1号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第2号」、日程第6「議案第3号」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本事務局長。

事務局長

(堂本義則君)

はい、議長。

議案第2号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の2件を一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第2号 をご説明申し上げます。

本案は、平成27年度人事院勧告に基づき、給料表・勤勉手当の改定を行うものであり、また「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」の施行に伴い、等級別職務分類表を条例で規定するものであります。

はじめに給料表の改定についてであります。

平成27年度改定としまして、民間給与との較差を埋めるため、給料表の水準を平均0.4%引上げる改正を行うものであります。特に初任給につきましては、民間との間に差があることを踏まえ2,500円引き上げるものであります。

次に、勤勉手当の支給割合の改定についてであります。

平成27年度改定としまして、一般職が年間支給月数「1.5カ月」から「0.1カ月」引き上げて「1.6カ月」とし、再任用職員が「0.7カ月」から「0.05カ月」引き上げて「0.75カ月」とするものであり、今年度は12月支給分を引き上げるものであります。

また、平成28年度改定としまして、一般職及び再任用職員とも年間の支給月数に変更はございませんが、6月と12月の支給割合を変更するものであります。

次に、等級別職務分類表についてであります。

現在、組合の規則で定めております級別職務分類表について、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」において条例で定めることとされたことから、条例に規定するものであります。

この改正は、公布日から施行し、平成27年4月1日から適用することとしており、平成28年6月以降の勤勉手当の支給割合の変更、等級別職務分類表の規定につきましては、平成28年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第3号 についてご説明申し上げます。

本案は、当組合の専任副管理者の期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部改正を行うものであります。

当組合の専任副管理者の給与は、大仙市の常勤監査委員に合わせることであり、大仙市において、人事院勧告に準じ引上げ改定が行われたことから、大仙市

に倣い、期末手当の年間支給月数を「3.10カ月」から「0.05カ月」引上げて、「3.15カ月」とするものであります。

また、平成28年度改定としまして、一般職と同様、年間の支給月数に変更はございませんが、6月と12月の支給割合を変更するものであります。

この改正も、公布日から施行し、平成27年4月1日から適用することとし、平成28年6月以降の期末手当の支給割合の変更につきましては、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第2号と議案第3号を一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

(千葉健君)

当局の説明が終わりました。これより質疑を承ります。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより「議案第2号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第3号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7「議案第4号」、日程第8「議案第5号」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本事務局長。

事務局長

(堂本義則君)

はい、議長。

「議案第4号 大曲仙北広域市町村圏組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、
「議案第5号 大曲仙北広域市町村圏組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の2件を一括してご説明申し上げます。

この2つの条例改正は、平成28年2月5日付けで、介護保険における居宅サービス事業所等の基準を定める国の省令が改正されたことにより、国の基準を参考として定めている当組合条例も改正する必要が生じたものであり、議案第4号は「介護サービス」、議案第5号は「介護予防サービス」について定めたものであります。

議案第4号につきましては、現在、秋田県に指定、指導監査の権限があります「通所介護事業所」のうち、利用定員18名以下の事業所が、地域密着型サービスに移行となり、指定や指導監査を保険者である当組合が行うこととなります。

そのため組合条例に新たに、「地域密着型通所介護事業所の人員、設備及び運営に関する基準」を加える改正を行うものであります。

また、議案第4号では「認知症対応型通所介護事業所」、第5号では、「介護予防認知症対応型通所介護事業所」に対して、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、行政職員等から構成される運営推進会議開催の義務付けを基準に追加する改正を行うものであります。

施行日は、2件ともに平成28年4月1日からであります。

以上、議案第4号と議案第5号を一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長

(千葉健君)

当局の説明が終わりました。これより質疑を承ります。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第4号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第5号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9「議案第6号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本事務局長。

事務局長

(堂本義則君)

はい、議長。

議案第6号「大曲仙北広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

本案は、「消防法施行令の一部を改正する政令」において、消火器等の設置基準の見直しが行われたこと、また、「火気設備等に関する省令」が施行されてから10年以上経過しており、その間に、当初想定していなかった火気設備や火気器具が流通してきたことを受け、それらへの対応を図るための規定が整備されたことから、条例の改正をおこなうものであります。

議案説明資料の9ページをご覧くださいと思います。

消火器等の設置基準につきましては、消防法施行令「別表第1」に規定されておりますが、表の左側(6)項イの「病院・診療所又は助産所」が、表の右側のように、患者を入院させる施設が有るか無いかなどによって、細分化されております。

細分化後の設置基準では（６）項イ（１）から（３）につきましては、延べ床面積に関係なく消火器の設置が義務づけられております。

このことから、組合条例において引用していた条項を改正するとともに、消防法施行令と条例との整合性を図るため、（６）項イ（４）の、木造で100㎡以上の「患者を入院させる施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所」に対し、消火器具の義務付けを規定する改正を行うものであります。

また、関係省令が施行された10年前に比べますと様々な火気設備や火気器具が流通してきたことをうけ、「当該設備及び器具に係る離隔距離」に関する規定が整備されております。

離隔距離を規定している「条例別表3」に「グリドル付きこんろ」、「電磁誘導加熱式調理器」、IH調理器のことでありますけれども、これを追加するほか、「ドロップイン式」という表現を「組込型」に統一する文言の整理を行うものであります。

「グリドル付きこんろ」と「組込型」につきましては説明資料10ページの図をご参照願います。

以上、議案第6号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（千葉健君）

はい。当局の説明が終了しました。これより質疑を承ります。質疑はございませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。

これより「議案第6号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10「議案第7号」、日程第11「議案第8号」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長（堂本義則君）

はい、議長。

「議案第7号 大曲仙北広域市町村圏組合行政不服審査法に基づく手数料条例の制定について」、「議案第8号 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」の2件を一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第7号をご説明申し上げます。

本案は、行政不服審査法の改正が行われ、新たな行政不服審査制度が施行されることに伴い、提出書類等の写しの交付を求める際の手数料を定める条例を新たに制定するものであります。

改正前の行政不服審査法では、処分庁等から提出された書類等については、閲覧することは認められておりましたが、写しの交付を請求することまでは認められておりませんでした。今回の改正では、審査請求人が審理の際に処分庁から審理員に提出された書類の写しの交付を求めることが出来るよう改正が行われております。この改正に基づいて当組合では手数料の額を「用紙1枚につき10円、カラーは20円」と定めるものであります。

また、「経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるとき」には、手数料を減免する規定も設けております。

施行日は、改正行政不服審査法の施行日に合わせ、平成28年4月1日からとしております。

次に 議案第8号をご説明申し上げます。

本案は、行政不服審査法が改正され、新たな審査制度が施行されることに伴い、同法の規定を引用している当組合条例において、文言の整理等の改正を行うものであります。

対象となる条例は、情報公開条例、情報公開・個人情報保護審査会条例、個人情報保護条例、一般職の職員の給与条例であります。

改正といたしましては、「不服申立て」を「審査請求」に改めるなどの文言の整理を行うものであります。

施行日は、同じく平成28年4月1日からとしております。

以上、議案第7号と議案第8号を一括してご説明申し上げますが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (千葉健君)

はい。当局の説明が終わりました。これより質疑を承ります。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第7号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第8号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12「議案第9号」、日程第13「議案第10号」、日程第14「議案第11号」の3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長 (堂本義則君)

はい、議長。

それでは、議案第9号と第10号の平成27年度2月補正予算及び議案第11号の組合経費に係る負担金の一部変更について、ご説明申し上げます。

議案説明資料13ページの総括表をご覧ください。

今回の補正につきましては、一般会計では総務費、衛生費、消防費、諸支出金の減額補正を、また介護保険特別会計では、総務費、保険給付費、地域支援事業費は減額補正を、基金積立金と諸支出金は増額補正をお願いするものであります。2つの会計の合計では5億197万6千円の減額となり、補正後の予算総額を199億413万3千円とするものであります。

はじめに、議案第9号「平成27年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第5号)」についてご説明申し上げます。

補正予算書は1ページをご覧ください。議案説明資料は14ページとなります。

今回の補正は、総務費、衛生費、消防費、諸支出金の減額補正を行うものであり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,429万6千円を減額し、補正後の総額をそれぞれ27億5,949万2千円とするものであります。

予算の内容について歳入からご説明いたします。補正予算書は6ページをご覧ください。

1款分担金及び負担金の事務費負担金は100万円、斎場費負担金は1千万円、消防費負担金は1,900万円、民生費市町負担金は4,201万2千円、合わせて7,201万2千円の減額であります。事務費・斎場費・消防費の3件につきましては、後ほど説明いたしますが、これらの負担金を財源とする歳出の減によるものであります。民生費市町負担金は、低所得者の介護保険料について、当初は所得段階の第1段階から第3段階までを軽減対象として、その軽減分を国・県・市町が負担することとされていたものであります。実際の軽減対象が第1段階のみに変更されたために、市町分の負担金を法定割合で減額するものであり、3款国庫支出金8,402万5千円、4款県支出金4,201万3千円も、同様の理由で減額するものであります。

5款財産収入は、財政調整基金の利子などで5万5千円の増であります。

6款繰入金は、介護保険特別会計から財政調整基金へ積み立てるための繰入金、5,314万9千円の増であります。

7款繰越金は、1,045万2千円の増額であり、全額を計上したものであります。

8款諸収入、9万8千円の増は組合預金利子であります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は9ページ、議案説明資料は15ページとなります。

2款総務費1項1目一般管理費は100万円の減額であります。これは、人事院勧告の実施に伴い、給料と期末勤勉手当の不足分の充当と、不用額が見込まれる印刷製本費を128万8千円減額するものであります。

4款衛生費1項1目斎場費は1千万円の減額であります。灯油価格の下落により、不用額が見込まれる燃料費を1千万円減額するものであります。

5款消防費1項1目日常備消防費は、人件費の補正と燃料単価の下落により燃料費を780万円減額するものであります。2目施設整備費は、消防ポンプ車と高規格救急車等の購入にかかる契約差額175万5千円を減額するものであります。

7款諸支出金1項1目財政調整基金費は、平成26年度の一般会計の繰越金の残金と介護保険特別会計からの繰入金を財政調整基金に積み立てるために6,375万4千円増額することと、介護保険料公費負担金の減により、介護保険特別会計への繰出金を1億6,805万円減額するものであります。

次に、議案第10号「平成27年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第3号)」についてご説明申し上げます。

補正予算書は14ページから、議案説明資料は16ページとなります。

今回の補正は、総務費、保険給付費、地域支援事業費は減額を、基金積立金と諸支出金は増額をするものであり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億6,768万円を減額し、補正後の総額をそれぞれ171億4,464万1千円とするものであります。

歳入からご説明いたします。補正予算書は19ページとなります。

1款介護保険料1項1目第1号被保険者保険料は、低所得者の軽減対象者の減により公費負担分が減少したことなどにより、1億3,198万6千円の増額であります。

2款1項1目構成市町負担金は、歳出の保険給付費や地域支援事業費、総務費等の減額に対応して、9,929万6千円の減額となります。

4款国庫支出金、5款県支出金、6款支払基金交付金については、給付費と地域支援事業費の執行見込に沿って減額するものであります。

8款1項1目介護給付費等準備基金繰入金は、当初給付財源として予定していた繰入金が給付費の減等により不用となるため、全額を減額するものであります。

2項1目介護保険料公費負担金繰入金は、低所得者の軽減対象者の減などにより公費負担分が減少したことにより、一般会計からの繰入金も1億6,805万円減額となるものであります。

9款繰越金は3億1,572万9千円の増額であり、全額を計上するものであります。

10款諸収入は、実績に基づいて947万2千円の増額であります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は24ページをご覧ください。

1款総務費1項1目一般管理費は182万5千円の減額です。これは、人事異動に伴う人件費の減額と、郵便料を増額するものであります。

3項1目介護認定審査会費は、認定申請件数の減により認定審査会委員報酬を102万円減額し、2目認定調査等費も嘱託職員の退職に伴う賃金や主治医意見書作成手数料等、合わせて480万円を減額するものであります。

2款1項介護サービス等諸費は介護報酬減額改定による実績見込みで7億1,603万2千円を減額し、4項特定入所者介護サービス等費と5項高額医療合算介護サービス等費は、見込みに合わせ増額するものであります。

3款1項地域支援事業費は、構成市町等に委託している各種事業の実績が見込みより少なかったこと等により2,879万8千円を減額するものです。

5款1項1目介護給付費等準備基金積立金は、繰越金に含まれている平成26年度の保険料や基金利子などを準備基金に積み立てるため1億8,227万5千円を増額するものであります。

7款1項2目償還金は、26年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定によって生じる国・県への返還金を予算措置する他、2項繰出金は財政調整基金へ積み立てるために5,314万9千円を増額するものであります。

続きまして、議案第11号「組合経費に係る負担金の一部変更について」、をご説明いたします。議案説明資料は19ページとなります。

ただ今ご説明をいたしました議案第9号の一般会計と第10号の介護保険特別会計補正予算を受けまして、事務費負担金は100万円、斎場費負担金は1千万円、消防費負担金は1,900万円、民生費市町負担金は4,201万2千円、介護保険費負担金については9,929万6千円をそれぞれ減額し、変更後の平成27年度の負担金総額を、大仙市30億2,437万1千円、仙北市11億4,421万円、美郷町7億7,974万円、合計49億4,832万1千円とさせていただくものであります。

以上、議案第9号及び第10号の平成27年度2月補正予算、議案第11号組合経費に係る負担金の一部変更についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (千葉健君)

当局の説明が終わりました。これより質疑を承ります。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより「議案第9号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第10号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第11号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15「議案第12号」、日程第16「議案第13号」、日程第17「議案第14号」の3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長 (堂本義則君)

はい、議長。

議案第12号と第13号の平成28年度当初予算及び議案第14号の平成28年度組合経費にかかる負担金について、一括してご説明申し上げます。

予算案につきましては、地方自治法第211条第1項の規定に基づき、当組合における一般会計と介護保険特別会計の平成28年度当初予算について、議会の議決をお願いするものであります。

それでは、議案説明資料の20ページをお開き願います。

はじめに総括表をご覧ください。一般会計と介護保険特別会計を合わせた予算総額は204億476万円となっております。

これは一般会計においては、消防本部・大曲消防署新庁舎の建設事業などで、消防費が約2億9,500万円の増となりますが、総務費では事務部局の退職者の減少による総合事務組合費特別負担金の減、衛生費では中央斎場の移転改築事業の終了による減、さらには低所得者の介護保険料の軽減対象者の減などにより、差引で約7,200万円の増となったものであります。

介護保険特別会計においては、地域支援事業費は制度改正などにより3,700万円ほど増となったものの、介護サービス給付費が介護報酬の減額改定によって約2千万円程度の増に押さえられたことなどにより、約5,400万円ほどの小幅な伸びとなったものであります。

総額の前年度当初比較で1億2,711万6千円、率にして0.63%の増となるものであります。

それでは、各会計ごとの主な項目について順次ご説明させていただきますが、議案説明資料と予算書を参照しながらお聞きいただきたいと存じます。

はじめに、議案第12号 平成28年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算についてご説明申し上げます。予算書は1ページをご覧ください。

一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億3,402万6千円で、前年度当初比較で7,265万6千円、率にして2.54%の増となっております。

歳入からご説明いたします。予算書の方は6ページからとなります。

1款 分担金及び負担金は、合計で28億3,380万1千円であり、一般会計歳入総額の96.58%を占めております。

事務費負担金は、27年度中の事務部局の退職者がいないため、退職にかかる総合事務組合費特別負担金が減となることにより、約2,400万円の減額であります。

社会福祉法人助成費負担金は、かわ舟の里角間川の改築事業により約1,000万円の増額となります。なお、この経費につきましては、大仙市と美郷町は広域を通さずに水交会へ直接補助するため、仙北市分のみの計上としております。

斎場費負担金については、中央斎場移転改築事業が終了したことなどにより、前年度より約3,400万円減額となるものであります。

消防費負担金については、消防本部・大曲消防署新庁舎建設事業等により約2億8,000万円の増額となっております。

民生費市町負担金は、低所得者の介護保険料軽減分の負担金として、軽減総額の4分の1を負担することになっており、約4,200万円の減額であります。これは、

前年度当初は所得段階の第1段階から第3段階までの人が軽減される予定でしたが、その後第1段階の人しか軽減されないこととなったために、軽減対象者の減により負担金も減額となるものであります。

予算書は7ページ、2款 使用料及び手数料は、3,296万9千円であります。内訳は3斎場の使用料が2,968万円のほか、へい獣保冷センターの使用料・手数料と消防の危険物貯蔵設備検査手数料であります。

予算書は8ページ、3款 国庫支出金は、介護保険料の軽減分の国庫負担金として、軽減総額の2分の1、1,726万9千円を計上しております。

4款 県支出金は、介護保険料の軽減分の県負担金として、軽減総額の4分の1、863万4千円と、衛生費県補助金は、休日救急医療連携事業にかかる補助金54万9千円であります。

予算書は10ページ、6款 繰入金2項財政調整基金繰入金は、基金からの繰入金1,700万円を計上しております。

予算書は11ページ、8款 諸収入は、2,380万円であります。主な内訳は、県消防学校などへの派遣職員人件費負担金や秋田自動車道救急業務支弁金等であります。

続いて、歳出をご説明いたします。議案説明資料は21ページ、予算書は12ページからになります。

1款 議会費は、70万4千円。内訳は、議員報酬と費用弁償であります。

2款 総務費の一般管理費は1億1,146万8千円。内訳は、人件費が9,462万8千円と84.9%を占めているほか、一般事務経費と、車令15年、走行距離15万キロとなった公用車の購入費220万円、交流センターの広域事務局維持管理費負担金約79万円などであります。前年度比較で約2,300万円の減となっているのは、退職にかかる総合事務組合費特別負担金の減によるものであります。

予算書は14ページ、監査委員費は、報酬や費用弁償など、14万5千円の計上であります。

予算書は15ページ、3款 民生費は3,224万9千円。前年度より1,157万5千円の増ですが、かわ舟の里角間川の移転改築事業の増によるものです。

4款 衛生費は、1億2,602万5千円であります。

斎場費は、8,790万6千円で、前年度当初比較で480万1千円の減です。燃料単価の下落による需用費の減などによるものです。

病院群輪番制事業費は、2,484万円で、大曲厚生医療センター、大曲中通病院、市立角館総合病院に対する事業費補助金であります。

休日救急医療連携事業費は、676万7千円で、経費の主な内訳は医師の出務費や看護師の賃金などあります。

歯科在宅当番医制事業費は、177万5千円で、内訳は事業運営にかかる負担金であります。

へい獣保冷センター費は、473万7千円で、内訳は収集運搬や処理委託料などの運営費であります。

予算書は19ページ、5款 消防費は、25億6,482万3千円で、前年度当初比較で2億9,508万9千円の増となっております。

常備消防費は、21億7,913万5千円で、人件費が91.7%を占めるほか、救急救命士4人の養成にかかる経費として994万1千円、燃料費や電気料、設備器機の保守委託料等を計上しております。

予算書は22ページ、施設整備費は1億3,379万4千円で、前年度当初比較で5,478万2千円の増となっております。主な事業としては、中仙と西木消防分署庁舎の増改築工事費に2,947万7千円、角館消防署の水槽付き消防ポンプ車購入費に6,300万円、東分署の高規格救急自動車購入費に3,430万円、消防救急無線アナログ波停波作業委託料418万円などを計上しております。

新庁舎建設事業費は2億5,189万4千円です。28年度は、基本設計・実施設計業務委託料、健康増進センター・訓練塔などの解体工事費のほか、隣接する私有地の購入費などを計上しております。

予算書は23ページ、6款 公債費は、6,207万2千円であり、消防長期債にかかる償還金であります。

予算書は24ページ、7款 諸支出金の2項繰出金は、一般会計で収納した低所得者の介護保険料軽減分の公費負担金3,453万7千円を、介護保険特別会計へ繰り出すものであります。

8款 予備費は、前年度同額の200万円の計上であります。

以上が一般会計の概要でございます。

次に、議案第13号 平成28年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書の方は32ページを、議案説明資料は22ページをご覧ください。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ174億7,073万4千円で、前年度当初比較で、5,446万円、率にして0.31%の増となっております。

歳入からご説明いたしますので、予算書の方は37ページからご覧ください。

1款 介護保険料は、29億9,228万円で、前年度当初比較で1億823万3千円、率にして3.75%の増であります。収納率については、現年度保険料は98.5%、滞納繰越分は18.5%を見込んでおります。

2款 分担金及び負担金は、24億8,165万5千円で、前年度当初比較で572万2千円の増となっております。

予算書は38ページ、3款 使用料及び手数料の28万1千円は、介護保険料の督促手数料等であります。

4款 国庫支出金、5款 県支出金、6款 支払基金交付金につきましては、歳出2款 保険給付費、3款 地域支援事業費、4款 民生費に対し、それぞれ法定割合によって算出される負担金、補助金、交付金であります。

予算書は40ページ、8款 繰入金は、1億9,417万4千円であり、内訳は介護給付費等準備基金からの繰入れが1億5,963万7千円、介護保険料公費負担分として一般会計からの繰入れが3,453万7千円であります。

予算書は41ページ、9款 繰越金は、保険料の歳出還付金充当分などで、150万円の計上であります。

続いて、歳出をご説明いたします。予算書の方は43ページから、議案説明資料は23ページをご覧ください。

1款 総務費は、3億1,393万2千円であります。一般管理費は、人件費の他、事務所の維持管理費負担金、郵便料等の事務経費で、1億8,480万3千円です。

賦課徴収費は、徴収員の賃金等で620万8千円です。介護認定審査会費は、認定審査委員の報酬や郵便料等で2,061万5千円、認定調査等費につきましては、認定調査員2名増員分の賃金や主事意見書作成手数料などにより、1億230万6千円の計上であります。

予算書は46ページ、2款 保険給付費は、167億5,816万4千円であります。前年度当初比較で2,118万8千円、率にして0.13%の増となるものであります。

予算書は49ページ、3款 地域支援事業費は、3億9,179万2千円であります。各市町へ事業委託している介護予防事業費が前年度当初より906万7千円増の1億1,476万6千円、包括的支援事業・任意事業費が、同じく2,740万4千円増の2億7,639万6千円です。また、住所地特例者のサービス受給費の負担金となる総合事業費精算費として、63万円を計上しております。

予算書は51ページ、4款 民生費は、低所得者対策の事業交付金として34万2千円の計上であります。

予算書は52ページ、7款 諸支出金は、第1号被保険者保険料還付金などの150万2千円、8款 予備費については、前年度当初同額の500万円を計上しております。

以上、議案第12号及び第13号の平成28年度当初予算についてご説明申し上げます。

引き続き 議案第14号 平成28年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金についてご説明申し上げます。

議案説明資料の25ページをお開き願います。

本案は、組合規約第11条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第12号と議案第13号の平成28年度当初予算に伴う構成市町負担金であり、各市町ごとの負担金額は、大仙市は 前年度当初比較で 1億2,597万円増の32億5,569万9千円、仙北市は 前年度当初比較で 4,514万3千円増の12億2,951万1千円、美郷町は 前年度当初比較で 2,471万4千円増の8億3,024万6千円と定めるものであります。

事務費や斎場費、民生費は減額となりますが、消防費は新庁舎建設事業により前年度より増加しております。負担金別の内訳では、社会福祉法人助成費の、かわ舟の里角間川の改築事業分については仙北市のみの予算計上であること、また消防費の新庁舎建設事業については、大仙市旧保健センターの解体に関連する経費は大仙市の単独負担であることなど、市町によって増減率に多少のばらつきがありますが、

何とぞご理解を賜りたいと存じます。

以上、議案第12号と第13号の平成28年度当初予算と、議案第14号の平成28年度組合経費の負担金について一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長

(千葉健君)

当局の説明が終了しました。これより質疑を承ります。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより「議案第12号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第13号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第14号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会の日程はすべて終了いたしました。

これにて、平成28年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。